

主張書面等閲覧等請求書

令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

住 所

氏 名 [審査序名〇〇 〇〇]

電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件に関して行政不服審査会に提出された下記2の主張書面等について、行政不服審査法第78条第1項の規定に基づき、下記3のとおり閲覧等を求めます。

記

1 審査請求に係る諮問事件

(1) 諮問番号（不明な場合は審査請求年月日）

(2) 審査序名

(3) 諒問事件名（不明な場合は審査請求に係る処分又は不作為の名称）

2 求める主張書面等の名称等

【例】

- 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- 参加人が提出した主張書面及び資料

3 求める閲覧及び交付の方法等（注1）

閲覧を求める。

- 希望する閲覧時期（期間を記載）

写し等の交付を求める。（注2）

- 交付の方法（注3）

手交、 郵送、 電子メール（電子メールアドレスを記載）

- 複写の方法（注4）

両面、 片面

白黒、 カラー（主張書面等がカラーの場合に限る。）

（注1） 3の「求める閲覧及び交付の方法等」については、該当するものの□にチェックの上、必要な事項を記載してください。

（注2） 写し等の交付を受ける場合には、所定の手数料（収入印紙を郵送若しくは持参又は審査会事務局で現金納付）及び郵送料（写しの交付を郵送で行う場合）がかかります。審査会において、写し等の交付の実施の可否を決定した後、実施可の場合には、必要な金額を通知します。

（注3） 当審査会から送付する文書について、電子メールによる送付を希望する旨を既に届け出てい

る場合は、電子メールアドレスの記載は不要です。

(注4) 手交又は郵送を希望する場合のみ記載してください。

(注5) 本請求書は、持参、郵送、電子メール又はファックスにて当審査会に提出してください。

なお、電子メールにて送付される場合には、電子メール本文に、①提出者の氏名及び②諮問番号を記載の上、P D Fファイルで送付いただきますよう、お願いします。送付があった後、通常3日以内（閉庁日を除く。）に事務局から受信確認の電子メールを送付いたしますが、届かない場合には、担当者宛てにお電話をいただきますよう、お願いします。